

日本代表公式ユニフォーム着用に関する規程

(一社) 日本知的障がい者卓球連盟 (以下 連盟という) が指定した、強化指定選手及び日本代表選手が着用する、日本代表公式ユニフォームについて、次の通り規程を定める。

1 ユニフォーム

本規定においてユニフォームとは、ジャージ上下、ゲームウェア上下の4点を総称したものをいう。

2 着用の規程

- (1) 強化指定選手及び日本代表選手に指定された者は、その自覚と誇りを持って、公式ユニフォームを着用すること。
- (2) 原則、ユニフォームは連盟が派遣及び主催する合宿のみ着用を認める。
- (3) 上記以外で着用する場合については、必ず事前に連盟へ問合せること。

3 保管

強化指定選手及び日本代表選手は、支給された公式ユニフォームを常に清潔に保つように心がけること。

4 禁止事項

- (1) 公式ユニフォームを第三者に譲渡、貸与ならびに売却をしてはならない。
- (2) 連盟が承諾する以外の商標及びマーク等を、公式ユニフォームに付けてはならない。
- (3) 強化指定選手及び日本代表選手は連盟の事前承諾なく第三者等の商業目的の宣伝活動に公式ユニフォームを着用して出演ならびに協力してはならない。
- (4) 公式ユニフォームに関することを、SNS等で情報発信してはならない。

5 届け出の義務

公式ユニフォームを紛失、盗難または破損した場合、速やかに連盟へその旨を知らせること。

6 その他

本規定に定めのない事項については、会長が決定する。

附則 この規定は平成30年1月26日より適用する。

令和4年10月26日改訂